

令和 2 年度改正関係資料

(納税環境整備関係)

企業等の生産性向上を促すための電子帳簿等保存制度の見直し

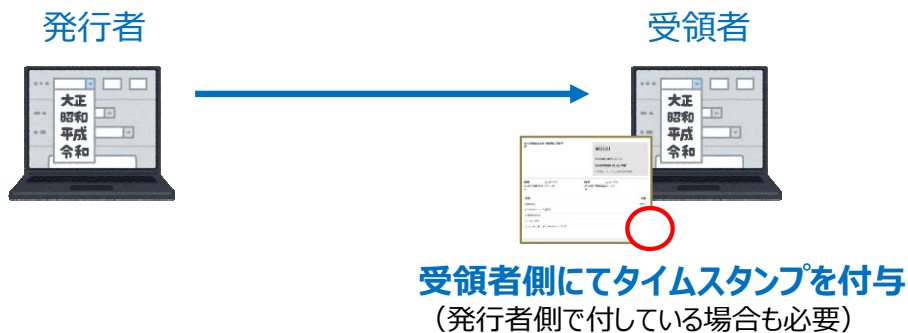
- バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、請求書や領収書等の授受及び保存について電子化を推進することが重要。また、クラウドを活用したサービスやキャッシュレス決済の普及などを踏まえ、国税関係書類の保存の在り方についても時代に即したものとなるよう見直していくことが必要。
- こうした観点から、電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件(選択肢)について、①ユーザーが自由にデータを改変できないシステム(サービス)等を利用している場合、②発行者側でデータにタイムスタンプ^(注)を付与している場合の2類型を追加する(令和2年10月1日施行)。

(注) 一定の時刻からデータが変更されていないことを証明するための仕組み

(電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件)

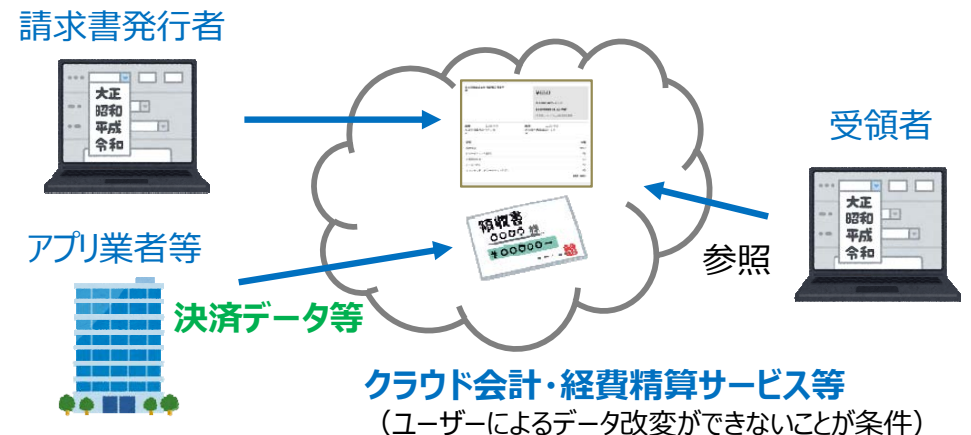
改正前

- a. データの受領後遅滞なくタイムスタンプを付与、又は
 - b. 改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用
- (注) 紙で受領した請求書等をスキャンしたデータを保存する場合には税務署長の承認が必要だが、もともと電子的に受領したデータについては同承認は不要。



改正後(左記に加え以下も可)

- c. ユーザー(受領者)が自由にデータを改変できないシステム(サービス)等を利用
- d. 発行者側でタイムスタンプを付与



※ いずれの場合もデータが適正に保存されていれば、紙の請求書や領収書等の受領やスキャン作業は不要。
⇒ 経理・税務手続の電子化・自動化により、バックオフィスの効率化に寄与

国外の取引等に係る適正な課税を確保する方策の概要

- 適正な課税のためには的確な事実認定が不可欠。特に国外取引等については納税者からの情報開示が重要*。
- そうした納税者による適切な情報開示を促すため、以下の見直しを行う。

(1) 国外財産調書制度の見直し

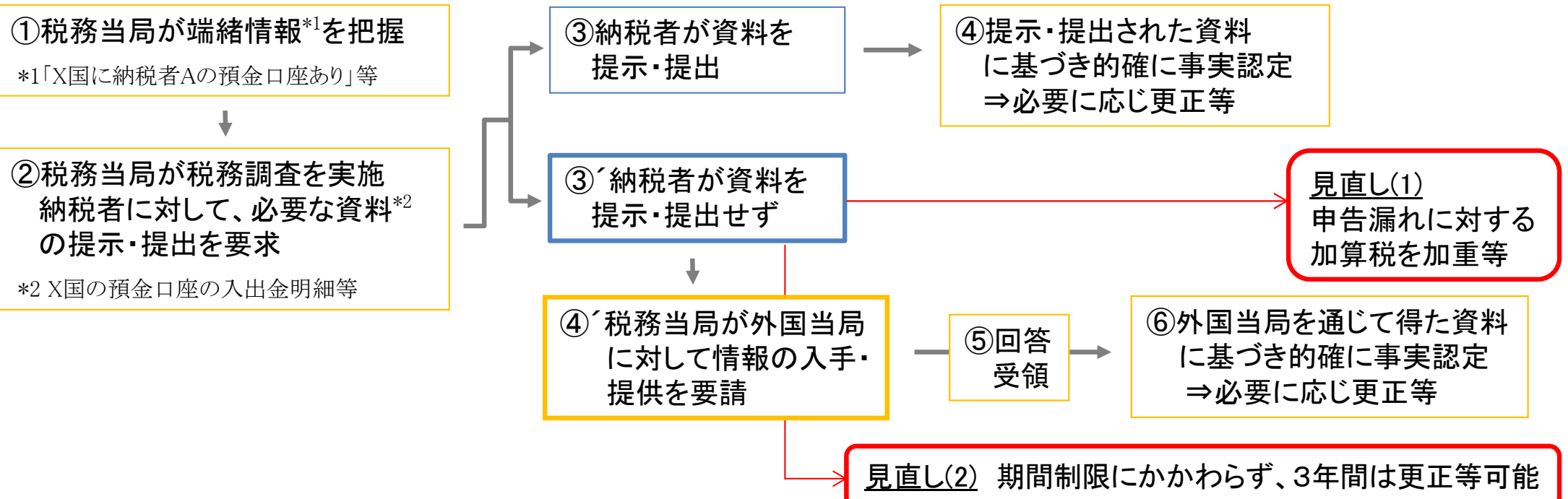
納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出しない場合には申告漏れに対する加算税を加重する等。

(2) 更正・決定の期間制限の見直し

納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出せず、外国税務当局に対して情報交換(資料の入手及び提供)の要請が行われた場合、現行の期間制限にかかわらず、要請から3年間は更正・決定を可能とする。

* 国外の資料(例: 国外預金の入出金明細等)については、執行管轄権の制約上、税務当局が直接現地に赴いて入手することは困難。税務調査において納税者が必要な資料を提示しない場合、外国税務当局に対して情報交換を要請することとなるが、相手国の事情に応じ回答に時間を要する場合もある。

(運用のイメージ)



(注1) 上記(1)の改正は、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用。

(注2) 上記(2)の改正は、令和2年4月1日施行。

国外の取引等に係る適正な課税を確保するための具体的方策

(1) 国外財産調書制度の見直し

【改正前】

- 各年末に5,000万円超の国外財産を有する個人は、その種類や価額等(ストック情報)を記載した調書を提出する必要。
- 国外財産に関する所得等の申告漏れが把握された場合、
 - a 調書記載の国外財産に係る分は過少(無)申告加算税を軽減(△5%)。〈所得税・相続税に適用〉
 - b 調書不提出・記載不備に係る分は同加算税を加重(+5%)。〈所得税のみ適用(相続税は不適用)〉

【改正後】

- 加算税の特例について上記現行制度を基本としつつ、納税者が、税務調査時の当局の求めに応じ、関連資料(取引明細などのフロー情報等)を指定された期限までに提示・提出しない場合、
 - a' 調書記載の国外財産に係る分についても加算税軽減は不適用。
 - b' 調書不提出・記載不備に係る分は加算税を更に5%加重。
- 相続等により取得した国外財産についての調書提出期限を後ろ倒し(相続翌年→翌々年)するとともに、相続人が提出すべき当該調書に申告漏れ財産の記載がない場合、相続税についても加算税を加重。
- 相続等により取得した財産に係る財産債務調書についても提出期限を後ろ倒しする。

(過少申告加算税の割合のイメージ)

	改正前	改正後
通常	10% ^{*1}	同左
調書に記載あり	5% (5%軽減)	同左
関連資料の 不提示・不提出	同上	10% (軽減不適用)
調書の 不提出・記載不備	15% (5%加算)	同左
関連資料の 不提示・不提出	同上	20% (10%加算)

*1 期限内申告額と50万円のいずれか多い金額を超える分は15%

(2) 更正・決定の期間制限の見直し

【改正前】

- 法定申告期限から一定の期間^{*2}が経過すると、申告漏れが確認されても更正・決定はできない。
- *2 一般的に5年、偽りその他不正の場合は7年等。このほか、後発的事由による特例がある(課税の基礎事実が無効となってから3年は可能等)。

【改正後】

- 納税者が、税務調査時の当局の求めに応じ、国外取引等に関連する資料を指定された期限までに提示・提出せず、外国税務当局に対して情報交換要請が行われた場合^{*3}、上記期間制限にかかわらず、要請から3年間は更正・決定を可能とする。
- *3 税務当局から納税者に対し要請の事実を通知した場合に限る。

(注) 上記(1)(2)のいずれにおいても、納税者に帰責性がないと認められる場合には、加算税の加重や期間制限の特例は適用しない。

利子税・還付加算金の割合の引下げ

利子税について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げを行う。還付加算金の割合についても、同様に引下げを行う(令和3年1月1日施行)。

(注) 延滞税については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、その水準を維持。ただし、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税については、利子税・還付加算金と同様に割合の引下げを行う。

改正前

利子税・還付加算金の割合:

⇒ **国内銀行の貸出約定平均金利+1%**(25年度改正)

※「+1%」上乗せ分は銀行間の金利差を踏まえ、多様な納税者に適用するため設定

	内容	改正前	令和元年分
利子税	法人税における申告期限の延長に係る納付、相続税の延納等の場合に約定利息として課税	貸出約定平均金利+1%	1.6%
還付加算金	国から納税者への還付金に付される利息	貸出約定平均金利+1%	1.6%
延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課税	貸出約定平均金利+1% +7.3% (早期納付を促す)	8.9%
	2ヶ月以内等	貸出約定平均金利+1% +1% (早期納付を促す)	2.6%
	納税の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	貸出約定平均金利+1%

改正後

○利子税・還付加算金の割合の引下げ(1.6%→1.1%)

25年度改正時に比べ、国内銀行の貸出金利が全体的に低下。銀行間の金利差も△0.5ポイント程度縮小(下記「参考」参照)。

⇒ **市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金の割合を△0.5%引下げ**(貸出約定平均金利「+1%」を「+0.5%」に縮小)。

○納税の猶予等の場合の延滞税の割合の引下げ(1.6%→1.1%)

納税の猶予等に係る延滞税について、利子税等と同様に割合を△0.5%引下げ(通常の延滞税等については、遅延利息としての性格や回収リスクの観点から、割合を維持)

(注) 上記のほか、所要の見直し(貸出約定平均金利の告示時期の前倒し等)を行う。

(参考) 貸出金利等の実勢

(単位: %)

		【前回改正時】 (平23.11~ 24.10平均)	直近12ヶ月平均 (平30.9~令和8)
貸出約定 平均金利 (新規・短期)	国内銀行(信用金庫除く)	1.019	0.609
	都市銀行	0.560	0.439
	地銀・信用金庫(注)	1.993	1.349
		金利差 1.43	金利差 0.91

【出典】日本銀行「金融経済統計月報」

(注) 地銀・第二地銀・信用金庫の貸出約定平均金利の算術平均

※「貸出約定平均金利」(財務大臣が告示)は、日本銀行が公表する前々年10月~前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均。